

平成23年6月13日
東北森林管理局

立木販売における搬出期間の延長について

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」により、岩手県、宮城県の太平洋沿岸部の合板工場・製紙工場が全面停止するなどしたため木材需給のバランスが崩れている状況が見られます。

このような中、既契約の立木販売物件が契約で定められた搬出期間に拘束され、買受人が売り先の無いまま伐採・搬出した場合は、供給過剰となり、市場価格の悪化をもたらしかねないと考えられます。

つきましては、下記により立木販売の搬出期間を延長できる措置を講じます。

記

- 1 搬出期間を延長することができる立木販売物件
次の各事項を満たす物件
 - (1) 平成23年6月13日以前に販売した物件で、平成23年度中（平成24年3月31日）に期間満了となる物件。
 - (2) 搬出期間の延長により、国有林野事業の販売事業を進める上での損害及び管理経営上の支障を及ぼさないと認められる物件。
- 2 搬出期間を延長することができる期間
1ヶ年を限度とする。
- 3 搬出期間延長の手続きは、立木を買い受けた森林管理署等に申請してください。

【問い合わせ先】

東北森林管理局 森林整備部 販売課

担当：収穫係

TEL : 018 (836) 2152

FAX : 018 (836) 3594

様式

搬出期間延期申請書

平成 年 月 日

展受

住 所
氏 名

平成 年 月 日付け 月 回をもって買い受けた立木販売物件について、下記のとおり搬出期間の延期を申請します。

記

1. 搬出期間 平成 年 月 日
2. 延期申請期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで (日間)
3. 搬出未済の数量 m³
4. 理 由
5. その他 (林小班等)